

びしん後見支援預金特別約款

2019年10月21日現在
尾西信用金庫

「びしん後見支援預金」は別に定める「普通預金規定（無利息型普通預金を含む）」（以下「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約款（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1.（利用対象者）

家庭裁判所が「指示書」を交付した者といたします。

2.（取扱店の限定）

口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。

3.（取引の方法）

すべての取引は、「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫様式「後見支援預金にかかる手続申込書」に届出印を押印して通帳とともに提出してください。

4.（自動支払い）

この預金口座から各種料金等の自動支払いはできません。

5.（キャッシュカードの取扱い）

キャッシュカードは発行できません。

6.（ATM利用）

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定いたします。

7.（マル優の取扱い）

マル優の取扱いはできません。

8.（死亡時等の取扱い）

成年被後見人が死亡した場合や未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず、相続手続きあるいは口座解約手続等が必要となります。

9.（適用条項）

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。

(3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

10. (特約の変更)

(1) 当金庫は、本特約の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。

(2) 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

(3) 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害を生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

11. (手数料)

口座開設時に取扱手数料として10,000円(税別)、口座開設をした翌年度を初回とし、以降毎年度、口座管理手数料として3,000円(税別)を徴求するものとします。(なお、年度途中で口座解約の場合は、口座管理手数料は返却いたしません。)

また手数料のお支払いは、後見支援預金手数料口座引落依頼書(兼管理表)に記載された後見支援預金口座より引き落としさせていただきます。

12. (準拠法・裁判管轄)

この特約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合は、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。